

## 7.6 日照阻害

### 7.6.1 事後調査の結果の内容

#### 1) 調査事項

本事業の実施に伴い、高架構造物による日照阻害の影響を把握するため、以下に示す事項について調査した。

##### (1) 予測した事項

- ・対象路線の構造物による冬至日の時刻別日影
- ・対象路線の構造物による冬至日の等時間日影

##### (2) 予測条件の状況

- ・高架構造物の状況（位置、高さ及び形状）
- ・地形の状況、土地利用状況及び建築物の状況

#### 2) 調査地域

対象路線及びその周辺地域とした。

#### 3) 調査手法

##### (1) 調査時点

本事業の対象路線が供用開始された平成 30 年 6 月 2 日（三郷南 IC～高谷 JCT 間の開通）から約 1 年経過後の時点とした。

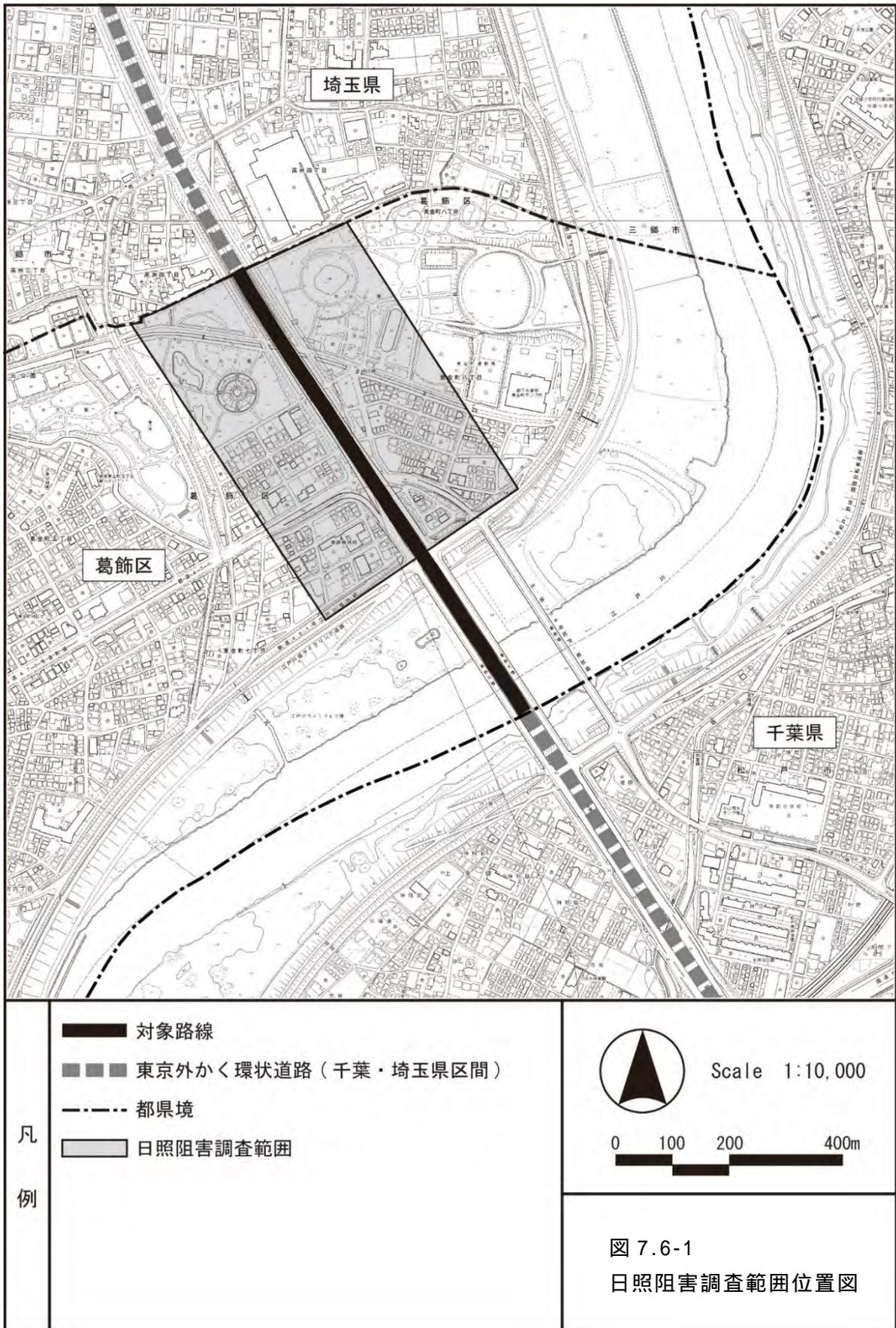
##### (2) 調査期間

高架構造物による日影の状況の調査は、工事の完了後の時点における冬至日又は冬至日前後数日の期間内で天候条件が好適であった以下の期間に実施した。

調査期間：令和元年 12 月 20 日(金)8:00～16:00（真太陽時）

##### (3) 調査地点

調査地点は、図 7.6-1 に示す対象路線の周辺とした。



出典：東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した図に凡例に示す内容を追記したものである。  
(承認番号)2都市基交著第49号

#### (4) 調査方法

##### 7. 予測した事項

日影の状況の調査方法は、表 7.6-1 に示すとおりである。

表7.6-1 調査方法（日照障害）

調査項目	調査方法
時刻別日影の状況	対象路線の沿道を毎正時（真太陽時）ごとに移動しながら地盤上に投影される対象路線による時刻別日影線の位置を記録し、これと竣工図に基づく時刻別日影線図を照合した。
等時間日影の状況	上記で作成した時刻別日影線図と日影の状況の現地確認結果を踏まえ等時間日影図を作成した。

##### 4. 予測条件の状況

###### a. 高架構造物の状況（位置、高さ及び形状）

現地調査及び対象路線の竣工図等の関連資料より確認した。

###### b. 地形の状況、土地利用状況及び建築物の状況

現地調査及び地形図等の資料より確認した。

#### 4) 調査結果

##### (1) 予測した事項

###### 7. 対象路線の構造物による冬至日の時刻別日影

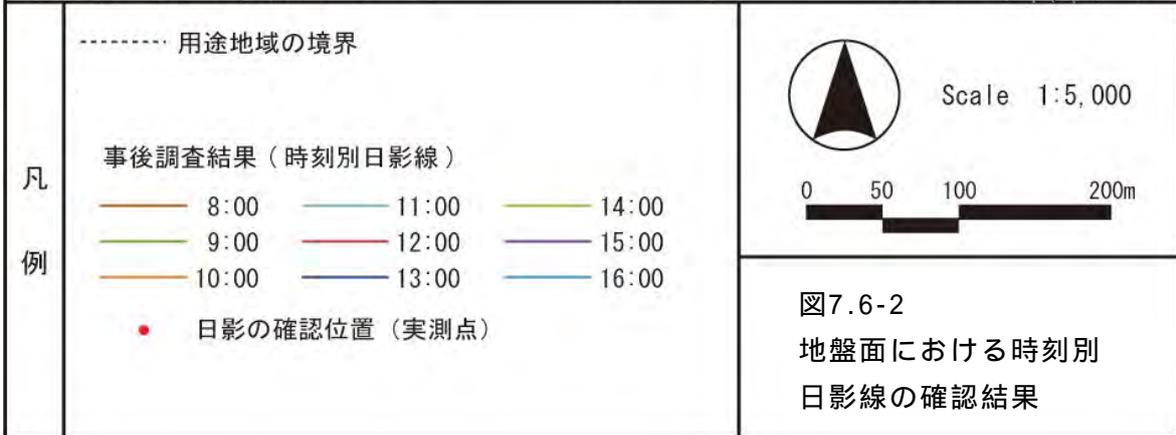
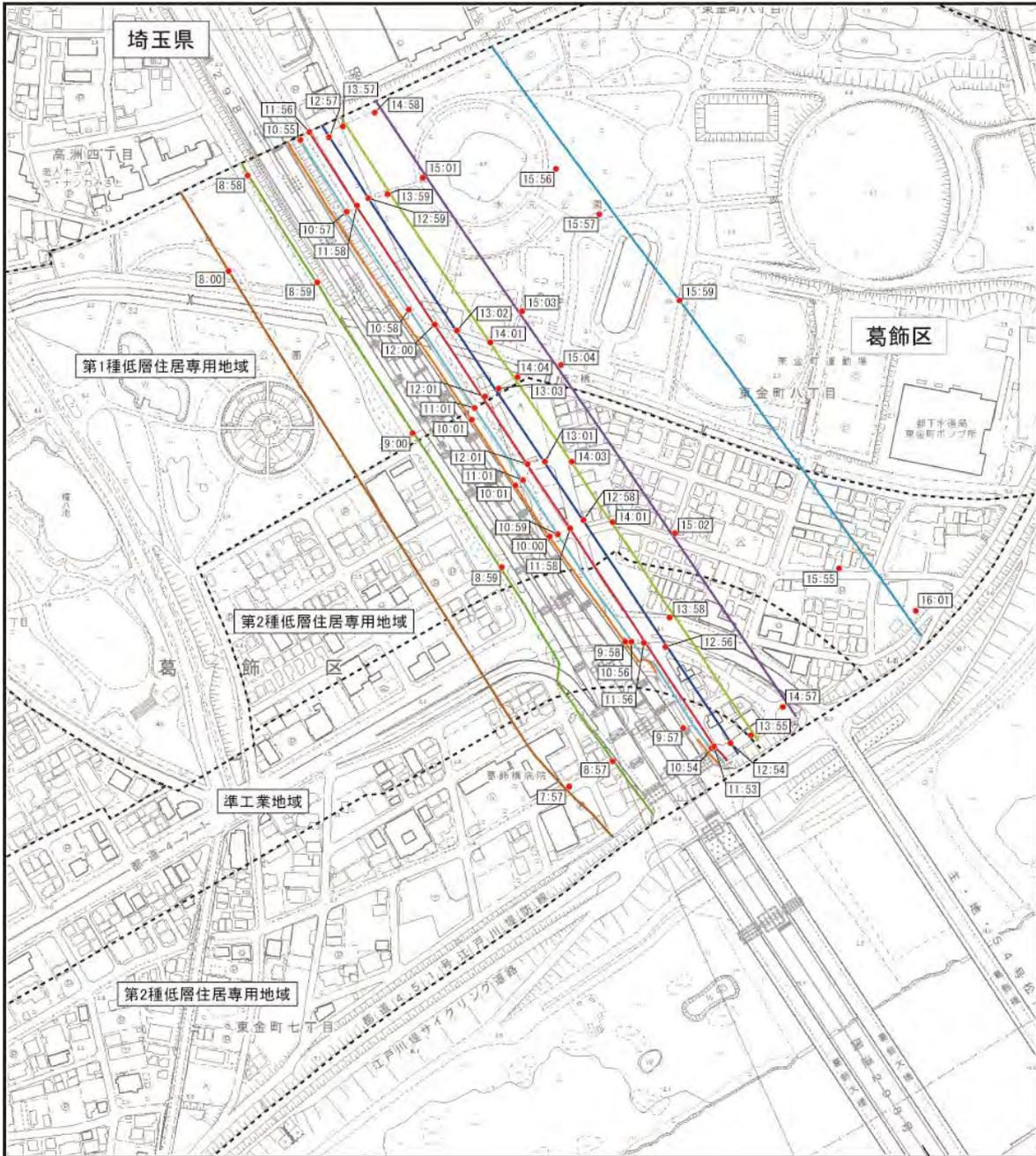
対象路線の周辺で行った時刻別日影の状況の確認結果は、図 7.6-2 に示すとおりである。（対象路線の周辺における日影の状況の確認写真を資料編に付す）。

地盤面における対象路線の高架構造物の時刻別日影線は、9～12 時（真太陽時）の間は、サービス道路を含めた道路用地内に投影されていた。

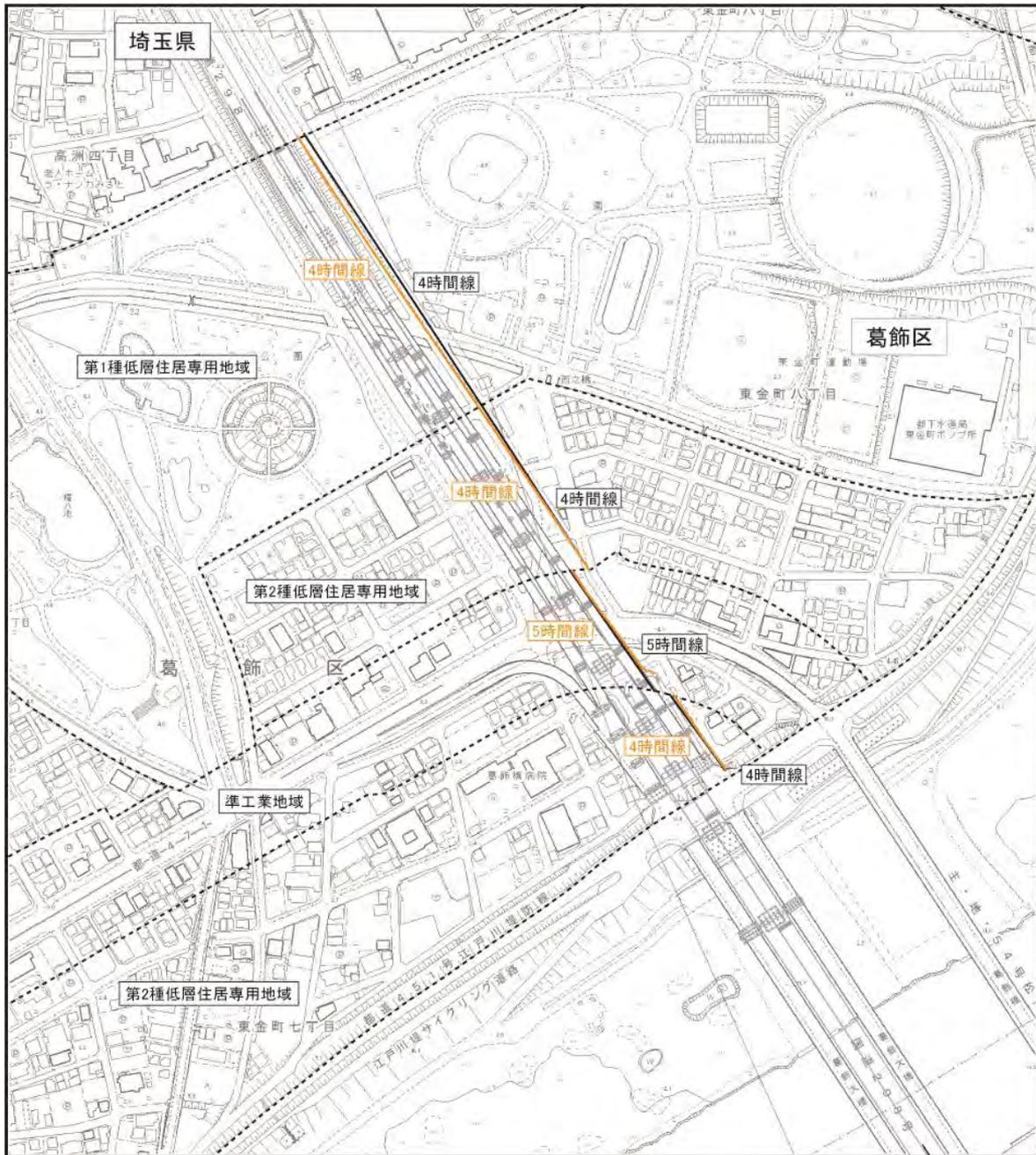
###### 4. 対象路線の構造物による冬至日の等時間日影

対象路線の構造物による冬至日の現地調査で記録した時刻別日影線の位置は、竣工図に基づく日影線図と良く整合していたことから、等時間日影図は、現地確認による補正等を行わず作成することとした。

竣工図に基づき作成した等時間日影図（予測結果との比較を含む）は、図 7.6-3 に示すとおりである。



出典：東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した図に凡例に示す内容を追記したものである。  
（承認番号）2都市基交著第49号



凡例

— 予測結果 (等時間日影線)  
 — 事後調査結果 (等時間日影線)  
 - - - 用途地域の境界

Scale 1:5,000  
 0 50 100 200m

図7.6-3  
 冬至日における等時間日影線の状況

出典：東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した図に凡例に示す内容を追記したものである。  
 (承認番号) 2都市基交著第49号

## (2) 予測条件の状況

### 7. 高架構造物の状況（位置、高さ及び形状）

対象路線の位置、高架構造物の高さ及び形状は、「5.対象事業の目的、内容等 5.2 事業内容」に示したとおりである。

対象路線の高架構造物は、江戸川を渡河する橋梁区間を除く高架橋部の全区間において、高架道路の高欄上に高さ約 7m の遮音壁が設置された同一の形状となっている。

一方、対象路線の縦断勾配は、埼玉県三郷市側から江戸川に向けて緩やかな上り勾配となっており、遮音壁を含めた高架構造物の地盤面からの高さは、三郷市側（高州高架橋）が約 23m、千葉県側の東金町高架橋の江戸川土手手前付近が約 28m となっている。

なお、対象路線の高架構造物の位置、高さ及び形状は、予測条件からほとんど変化はない。

### 4. 地形の状況、土地利用状況及び建築物の状況

対象路線周辺は、江戸川の堤防以外では、標高 2～3m のほぼ平坦な地形となっており、評価書時点からの変化はない。

建築物は 2 階建ての住宅が多く、中高層建築物は少ないが、内回り側には葛飾橋病院（4 階建）があり、対象路線の高架構造物以外では比較的大きな建物となっている。なお、評価書時点からの土地利用及び建築物の状況の変化としては、対象路線北側周辺のエリアが水元公園の一画として整備されたほか、それ以外の地域では、畑や空地の多くが住宅地となり、全般的に住宅軒数が多くなった点が挙げられるものの、対象路線に著しく近接する位置への立地はみられない。

都市計画用途地域の指定は、主要地方道松戸草加線沿いの区間が準工業地域に指定されている以外は、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の指定となっており、評価書時点から変更はない。また、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和 51 年 2 月 23 日、建設事務次官通知）における基準の適用状況にも変更はない。

## 7.6.2 評価書の予測結果と事後調査の結果との比較検討

### 1) 予測した事項の比較

#### (1) 対象路線の構造物による冬至日の時刻別日影

竣工図に基づき作成した対象路線の高架構造物による冬至日の時刻別日影線と予測結果の時刻別日影線の比較は、図 7.6-4 に示すとおりである。

#### (2) 対象路線の構造物による冬至日の等時間日影

竣工図に基づき作成した対象路線の高架構造物による冬至日の等時間日影線と予測結果の等時間日影線の比較は、図 7.6-3 に示したとおりである。

等時間日影線は、予測結果と同程度であり、表 7.6-2 に示す「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年 2 月 23 日、建設事務次官通知)において費用負担の対象となる等時間日影(4 時間又は 5 時間)が生ずる範囲は道路用地内に収まっていた。

表 7.6-2 「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める基準

(い)		(ろ)	(は)	
			日陰時間	
地域又は区域		階	北海道以外の区域	北海道の区域
(1)	第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	1 階	4 時間	3 時間
(2)	第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	2 階	4 時間	3 時間
(3)	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域のうち土地利用の状況が第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域における土地利用の状況と類似していると認められる区域	2 階	5 時間	4 時間
(4)	上記以外の地域又は区域のうち土地利用の状況が(1)から(3)までに掲げる地域又は区域における土地利用の状況と類似していると認められる地域又は区域	地域又は区域の状況に応じて(1)から(3)までに準じて取り扱う。		

#### 備考

- (い) 欄の第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域は、それぞれ都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は近隣商業地域若しくは準工業地域をいう。
- (は) 欄に掲げる日陰時間は、開口部が真南に面する居室に係る日陰時間であり、その他の居室については、当該居室の開口部の面する方位に応じて補正するものとする。
- (ろ) 欄に掲げる階以外の階に係る(は) 欄の日陰時間は、(は) 欄に掲げる日陰時間を基準とし、公共施設の高さ、公共施設と住居等との位置関係等の状況を勘案して定めるものとする。

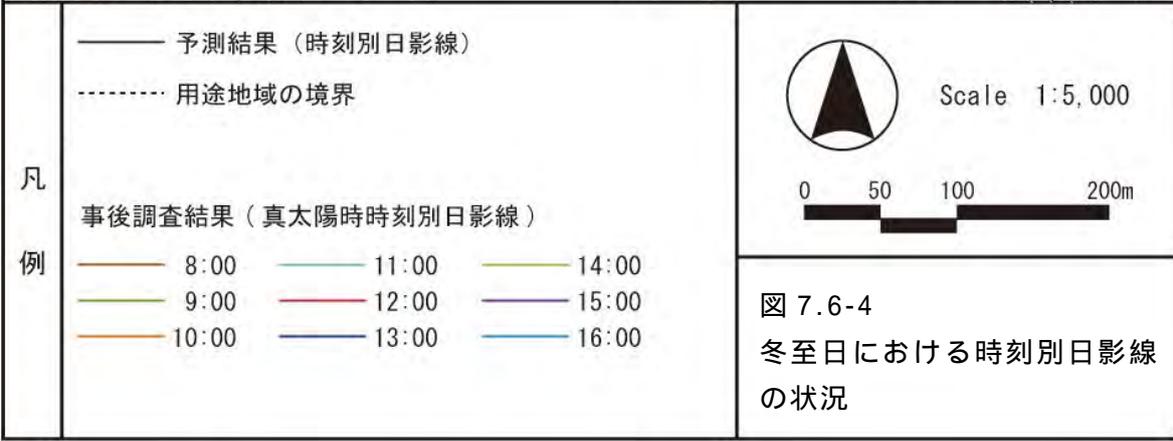
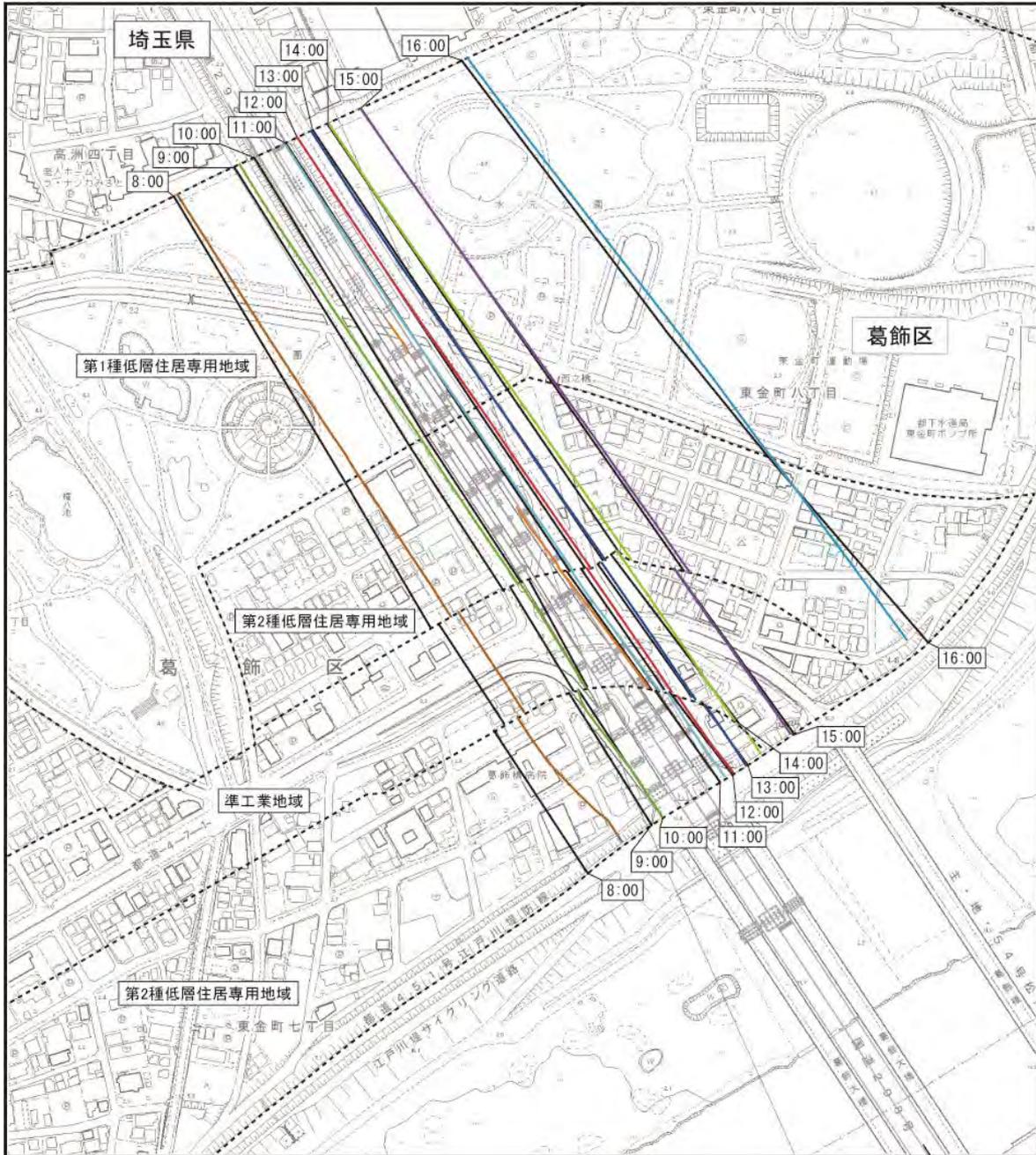


図 7.6-4  
冬至日における時刻別日影線の状況

出典：東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成した図に凡例に示す内容を追記したものである。  
（承認番号）2都市基交著第49号